

令和3年6月14日

事業者の皆様へ

愛媛県庁
特命担当部長
(新型コロナワクチン接種推進班長)

職域接種に係る相談窓口の設置等について

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月21日から、企業や大学等において、職域（学校等）単位でワクチン接種を開始することが可能とされたところです。

職域接種は国直営で行われる事業ですが、県としても、市町が実施する接種の対象者が軽減され、一般接種を加速化させることが期待できることから、県内全域で広く実施されることを望むものであります。

このため、本日、別添のとおり、新型コロナワクチン接種推進班に相談窓口を新設し、申請を検討している事業者の皆様に向けて、職域接種の制度、市町の接種事業に影響を与えないかどうかの確認、会場運営上の留意事項等に係るアドバイス等を行わせていただくとともに、県HPで制度の概要等を御紹介することとしましたのでお知らせします。

【県HP】

「職域接種に関する相談窓口について」

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19/vaccine.html>

あわせて、職域接種に関する留意事項等を以下のとおりまとめましたので、御了知の上、職域接種の適正な実施に御協力頂くようお願いいたします。

【留意事項等】

- 1 職域接種は、同一の接種会場において、最低2,000回以上の接種を行うことが基本とされています。(1,000人×2回)
- 2 職域接種に必要な会場や医療従事者の確保、ワクチンの保管は事業者の皆様が自ら行う必要があります。

- 3 職域接種は、原則として市町村における予防接種体制に影響を与えないようにするものとされていることから、外部の医療機関等から医療従事者を確保する事業者の皆様におかれましては、当該医療従事者の市町村における予防接種事業への協力の有無を確認するとともに、必要に応じて、関係する市町村との相談・調整が求められます。
- 4 事前に接種会場においてアナフィラキシー等が発生した場合の救急体制の確認を行う必要があります。
- 5 接種に当たっては、本人の意思を確認するとともに、接種を強制することがないように留意が必要です。
- 6 職域接種を実施しようとする事業者の皆様と医療機関の双方において、上記内容が示された厚生労働省作成「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（初版）」（令和3年6月8日）等を十分に確認の上、円滑かつ適正な接種の実施に遺漏のないようお願いいたします。

（御参考）

- ・厚生労働省作成「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（初版）」（令和3年6月8日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000789452.pdf>
- ・厚生労働省 HP 「職域接種に関するお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html